

事 務 連 絡
令和 4 年 6 月 2 4 日

鉱山事業者 各位

内閣府沖縄総合事務局
経済産業部環境資源課長

施業案に基づく採掘方法等の法遵守の徹底について（注意喚起）

平素は経済産業行政にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年度、当局が行った鉱山の現地調査では、施業案に基づく採掘方法に疑義が生じた案件がありました。また、令和 3 年 8 月 1 3 日におきた海底火山の噴火に伴う軽石の漂着に伴い、沖縄県では海上からの軽石除去等を実施し、その軽石を鉱山の埋め戻し材として使用することへの照会がありましたので、法遵守の観点から注意喚起を行います。

なお、ご不明な点がございましたら、当局まで連絡、ご相談ください。

記

1. 鉱区を採掘するには、施業案に基づく採掘区域の範囲、採掘角度を遵守し、地下ダム等を含む鉱業法第 6 4 条の承諾に十分に注意するとともに、地主との土地の賃貸契約、自然公園法、農地法等の他の法令遵守にもご留意ください。
2. 鉱業法では、海底火山の噴火に伴う軽石を埋め戻し材として使用することを制限していません。ただし、軽石を使用する際には、土壌や地下水等の周辺に影響を及ぼした場合、鉱山事業者が被害者への賠償等の責任を鑑みて、事前に、地主や地元自治体と十分に調整してください。また、認可済み施業案の埋め戻し記載との整合性を確認し、産業廃棄物との混同を避けるため、沖縄県と「受入証明書」を取り交わす等、対策を行うことにご留意ください。
※沖縄県の見解によると、軽石は、廃棄物処理法上の廃棄物（不法投棄）に該当しないとのことです。

【お問合せ先】

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1
那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 9 階
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部環境資源課
担 当：羽野、上原
TEL：(098)-866-1757
FAX：(098)-860-3710